

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の６の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和５年１０月４日

茨城県立中央病院長 島居 徹

1 担当部局

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵 6 5 2 8
茨城県立中央病院 電話0296-77-1121
経理課 西森 （入札手続関係） 内線2025
メールアドレス chuuoubyoin2@pref.ibaraki.lg.jp
施設課 藤田 （設計・工事関係）内線2051

2 対象工事

- (1) 工事名 本館モジュールチラー更新工事
- (2) 工事場所 茨城県笠間市鯉淵 6 5 2 8
- (3) 工事概要 モジュールチラー 8 台の圧縮機他部品の交換整備を行う。
- (4) 工 期 1 5 0 日間

3 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 令第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成７年茨城県告示第４７３号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 令和５・６年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に管工事Ａ等級で登録されている者であること。
- (4) 茨城県内に建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく本店、支店又は営業所等があること。
- (5) 契約締結日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第２７条の２第１項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
- (6) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。
（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）

- (7) 入札に参加する者が競争参加資格確認の申請を行う日から、開札予定日までの間において、茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 入札説明書の公告期間及び場所

茨城県立中央病院ホームページ

期間 公告の日から令和5年10月19日（木）まで

URL:<https://www.hospital.pref.ibaraki.jp/chuo/>

5 競争参加資格の確認等

- (1) この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）各1部を持参、郵送又は電子メールにより提出し、競争参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。
 - ア 申請書及び資料の提出方法、提出日時及び提出先
 - 提出方法 1部を持参、郵送又は電子メールにて提出とする。
 - 提出期限 令和5年10月19日（木）17時まで必着
（郵送による場合は簡易書留郵便に限る。）
 - 提出先 1の担当部局に同じ。経理課（入札手続関係）
 - イ 申請書、資料の作成説明会
実施しない。
 - ウ 申請書、資料のヒアリング
実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について説明を求めることがある。
 - エ 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書により通知する。
- (2) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

6 図面及び仕様書の閲覧等

- (1) 上記4に同じ

7 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年10月27日（金）10時から
- (2) 場所 茨城県立中央病院 本館2階 大会議室

8 入札方法等

- (1) 入札書及び内訳書は、持参により提出することとし、郵送、電報及びFAXによる入札は認めない。

ア 受領期限

令和5年10月27日（金）10時必着

イ 提出先 1の担当部局（経理課）

ウ 提出書類 資料の詳細については、入札説明書による。

- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札者から入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (7) 入札執行回数は、2回とする。初度の入札において予定価格の制限に達して価格の入札がないときは、1回を限度として再度入札をする。したがって、再度入札に参加する意思のある入札参加者又はその代理人は開札時に再度入札のための入札書を持参すること。なお再度入札のための内訳書の提出は不要とする。
- (8) 再度入札においても、予定価格に達した価格の入札がないときは、参加者のうちで最低価格の入札者を随意契約の相手方として、予定価格の制限内で見積合わせを行うものとする。したがって、この場合に見積書を提出しようとする意思のある参加者又は代理人は見積書を持参すること。なお見積合わせのための内訳書の提出は不要とする。
- (9) 落札者は、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、次の最低の価格を入札した者を落札者とする。

9 予定価格

事前公表しない。

10 最低制限価格

設定しない。

11 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

12 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証を持って契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

13 請負契約書の作成の要否

要

14 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があった場合

イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

ウ 指定の日時までに到達しない場合

エ 入札書を2通以上提出した場合

オ 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

カ 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合

キ 内訳書の内容に不備（入札金額との著しい相違等）が認められた場合

(2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札若しくはこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 開札時点において3に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(4) 開札日までに指名停止措置を受けた者又は他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は無効とする。

(5) 競争参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

15 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

16 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生計画の認可の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。）も、5により申請書及び資料を提出することができる。ただし、入札を執行する前日までに一般競争入札参加資格の認定を受け、3の競争参加資格を満たしていなければならない。

17 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用することはしない。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 資料等を電子メールにより提出する場合は、担当部局の了解を得ること。
- (4) 入札等のため、院内に立ち入る場合は夜間入り口より入館し、体温測定を受けた上で交付された訪問事業者証を首から下げること。